

京 都 府

第 1 号議案 特定水産資源(ぶり)の漁獲可能量について
(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 1－1 諮問文 (写)

資料 1－2 特定水産資源(ぶり)に関する令和 8 理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

漁調委

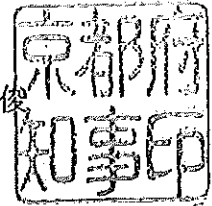


資料 1 - 1

8 水 第 316 号
令和 8 年 5 月 27 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（ぶり）の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり、
ぶりに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについ
て、同法第 16 条第 2 項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
ぶり	京都府ぶり漁業	試行水準

担当	水産課漁政企画係 森川
T E L	075-414-4996

京都府知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.08%	100 トン未満
かたくちいわし瀬戸内海系群			
ぶり	試行水準	—	

京 都 府

第2号議案 特定水産資源（まさば及びごまさば、ずわいがに）の漁獲可能量について（諮問）

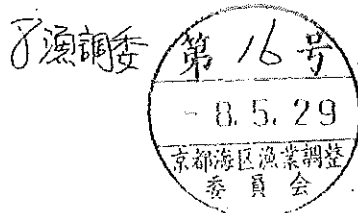
【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料2－1 諮問文（写）

資料2－2 特定水産資源（まさば及びごまさば、ずわいがに）に関する令和8理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

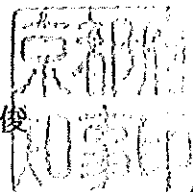


資料 2-1

8 水 第 325 号
令和 8 年 5 月 29 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（まさば及びごまさば、ずわいがに）の漁獲可能量
について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり、
まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群 A 海域に関する令和 8
管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについて、同法第 16 条第 2
項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば及びごまさば 対馬暖流系群	京都府まさば及び ごまさば漁業	現行水準
ずわいがに日本海系群 A 海域	京都府ずわいがに漁業	25 トン

担当	水産課漁政企画係 森川
TEL	075-414-4996

資料 2－2

8 水管第 5 4 7 号

令和 8 年 5 月 20 日

京都府知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば及びごまさば対馬暖流系群	現行水準	0.43%	839
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群 A 海域	25	0.86%	—
ずわいがに日本海系群 B 海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホー ツク海南部			
まだら本州太平洋 北部系群			
まだら本州日本海 北部系群			
まだら北海道太平 洋			
まだら北海道 日本海			

京 都 府

第 3 号議案 小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）
の制限措置等について

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 3 諮問文（写）

参考資料 京都府漁業調整規則（抄）



8漁調委



資料 3

8 水事第 267 号
令和 8 年 5 月 27 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等について
（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条により読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

許可を申請すべき期間：令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：

【京都府内の漁船】5 年間（令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日まで）

【京都府外の漁船】1 年間（令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで）

担当	水産事務所 漁政課 漁業漁船係
TEL	0772-22-4438

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条 件
手続第一種漁業（機械底びき網漁業）	2 隻	1 5 トン未満	京都府沖合海面	9 月 1 日～翌年 5 月 3 1 日	京都府に住所を有する者	兵庫県美方郡余部崎突端と京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線以南及び兵庫県豊岡市熊崎突端から京丹後市経ヶ岬突端正北 3 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。
	1 1 隻（許可期間 1 年、継続許可の規定なし）	1 0 トン未満	東経 1 3 5 度 2 0 . 0 分の線以东の京都府沖合海面		「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第 2 の 2 に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者	(1) 日没 2 時間後から日の出 2 時間前までは操業してはならない。ただし、1 1 月 6 日から翌年 5 月 3 1 日までは除く。 (2) 船体の最も見易い箇所に幅 3 0 センチメートルの赤色帯を塗布し、その中央に白色をもつて地区別番号を記入しなければならない。 (3) 京丹後市経ヶ岬突端正北 3 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。
	5 隻（許可期間 1 年、継続許可の規定なし）	1 0 トン以上 1 5 トン未満				

○ 京都府漁業調整規則（抄）

令和2年11月18日

京都府規則第54号

（新規の許可又は起業の認可）

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

（1）～（5） 略

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

（1）許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

（2）～（4） 略

◆ 新たな府漁業調整規則に基づく知事許可の運用について、以下の対船許可は短期許可（1年）、かつ継続扱いとせず毎年許可更新時に新規許可と同じく制限措置及び申請期間の公示を経て許可事務を行うこととする。

- かごなわ漁業（ばい貝かごなわ漁業）
- 他県から府沖合に入漁する小型機船底びき網漁業（手繰第1種）
- 他県から府沖合に入漁する小型いか釣り漁業

